

令和5年2月

新川広域圏事務組合議会2月定例会会議録

令和5年2月20日 開会

令和5年2月20日 閉会

新川広域圏事務組合

令和5年2月20日 魚津市役所 第1委員会室において開く

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号から議案第4号について
(理事長提案理由説明)
- 第4 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第5 議案第1号から議案第4号について
(総務広域常任委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第6 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査

本日の出席議員 (13人)

1番	久保田 満宏 君	2番	林 久嗣 君
3番	浜田 泰友 君	4番	中瀬 淑美 君
5番	中野 得雄 君	6番	柳田 守 君
7番	中村 裕一 君	8番	木島 信秋 君
9番	野島 浩 君	10番	松澤 孝浩 君
11番	元島 正隆 君	12番	加藤 好進 君
13番	西岡 良則 君		

説明のため出席した者

理事長	村 椿	晃 君	副理事長	武 隈	義 一 君
副理事長	笹 島	春 人 君	副理事長	笹 原	靖 直 君
会計管理者	木 村	勝 君	事務局長	森 田	薫 君
総務課長	立 野	宏 君	業務課長	尾 山	茂 君
エコぽ〜と 所 長	松 野	龍 一 君	宮沢清掃センター兼クリーンぽ〜と 所 長	飛 島	力 君

職務のため出席した者

魚津市企画部次長・企画政策課長	浦 田	誠 君
黒部市総務管理部理事・企画情報課長	林	茂 行 君
入善町参事・企画財政課長	竹 島	秀 浩 君
朝日町企画財政課長代理・企画係長	坂 藤	未 知 祐 君
総務課 総務係長	水 島	真 人 君
総務課 主査	島	司 君

午前10時00分 開会

「開会宣告」

○議長（中村裕一君） 本日、2月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は、全員であります。

これより、令和5年新川広域圏事務組合議会2月定例会を開会いたします。

本定例会における議案説明のための出席者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局局長その他関係課長等であります。

「議事日程報告」

○議長（中村裕一君） これより会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付した日程表のとおりであります。

「会議録署名議員の指名」

○議長（中村裕一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより議長において、8番 木島信秋君、13番 西岡良則君を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（中村裕一君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日と定めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたしました。

「議案第1号から議案第4号について」

○議長（中村裕一君） 日程第3 本会議に付議されております議案第1号から議案第4号を一括議題といたします。

「提案理由説明」

○議長（中村裕一君） 提案者の説明を求めます。

理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） おはようございます。

本日、令和5年新川広域圏事務組合議会2月定例会が開催されるにあたり、新川広域圏事務組合の令和5年度の主な取り組みについて申し上げますとともに、今定例会に提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

まず、はじめにエコぼ〜と基幹的設備改良工事に係る発注支援業務委託であります。老朽化した施設の延命化を目的とした「エコぼ〜と基幹的設備改良工事」に向けて、今年度は、精密機能検査及び長寿命化総合計画作成業務を実施し、施設の改修内容を精査しているところでございます。今後、新設との比較検討などを行い、計画内容を明確化する予定であります。本業務委託は、それらを踏まえて、入札用発注仕様書の作成及びそれに関する一連の業務を適正かつ効率的に行うため実施するものであります。

今後も新川地域の住民の方々が衛生的な生活を送るためにも、安定的なごみ処理は不可欠であり、エコぼ〜との延命化に向けて基幹改良工事に取り組んで参りたいと考えております。

次に、エコぼ〜とNo.4ダストコンベヤ補修であります。No.4ダストコンベヤは、集じん器等で捕集した焼却飛灰をダスト貯留槽へ運ぶ設備であります。コンベヤチェーンや鎖車等の可動部全体に摩耗が進んでいる状態であるため、補修をするものであります。

次に、宮沢清掃センター粗大ごみ回転式選別機補修であります。回転式選別機は、破碎機で細かくした粗大ごみを不燃物と可燃物に選別する機械であります。選別機円筒部分の腐食が著しく、また駆動部の歯車やチェーンも摩耗や伸びが見受けられるため、補修するものであります。

次に、宮沢清掃センター粗大ごみ破碎機ライナー補修であります。破碎機ライナーとは破碎機のローター本体を摩耗から保護するための部品ですが、こちらもライナーの摩耗が進行していることから、補修を実施するものであります。

次に、新川一般廃棄物最終処分場遮水シート補修であります。遮水シートは処分場から浸出水が漏洩することで周辺環境が汚染されるのを防ぐ目的で設置された設備ですが、シートの破損を検知する真空管理システムにおいて、シートの損傷が確認されたため、セメント注入による補修を行うものであります。

今後も組合施設については、設備の性能を維持するための補修や点検を計画的に実施し、安全で安心できる施設管理を行いながら、効率化や住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

それでは、今定例会に提出いたしました議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第1号 令和5年度新川広域圏事務組合一般会計予算についてであります。業務の効率化を図り、より高い事業効果を上げることに配慮し、通年予算として編成した次第であります。

歳入歳出予算の総額を17億4,236万4,000円といたしたいのであります。これは、前年度当初予算額と比較し8.0パーセント、1億2,973万1,000円の増額となりました。

その主な内容は、経常的経費の人件費では、定年退職者1名の減、新規採用者1名増などにより213万3,000円の減額であります。物件費では、電気料金が施設全体で1億1,261万2,000円の大幅な増額となっており、施設の維持補修費等、合わせまして1億3,965万7,000円の増額であります。補助費では小児急患センター事業補助金の減額などにより、439万5,000円の減額であります。公債費では平成19年度ストックヤード整備事業の償還が完了することなどにより20万8,000円の減額であります。経常的経費全体では、1億3,292万1,000円の増額となりました。

臨時的経費では、新規事業としてエコぼ〜と基幹的設備改良工事に係る発注支援業務委託や宮沢清掃センターのホイロローダーを更新することから1,101万1,000円計上いたしております。令和4年度に計上いたしておりましたエコぼ〜と長寿命化総合計画作成業務委託料や精密機能検査業務委託料、また、エコぼ〜との重機の更新が終えており、前年度より319万円の減額となりました。

歳出予算の主なものを申しますと、総務管理費では、事務局の経費であります一般管理費、ふるさと市町村圏基金活用事業等で8,562万6,000円を計上いたしております。保健衛生費では、救急医療対策費5,977万7,000円、西部斎場管理費4,730万4,000円、東部斎場管理費3,132万6,000円を計上いたしております。ごみ処理費では、エコぼ〜と管理費5億4,376万9,000円、宮沢清掃センター管理費3億4,652万2,000円、環境対策費1億9,125万円、新川一般廃棄物最終処分場管理費4,352万9,000円、エコぼ〜と基幹的設備改良事業費986万7,000円を計上いたしております。し尿処理費では、クリーンぼ〜と管理費4,541万6,000円、公債費では、組合債の償還に要する経費3億3,343万6,000円を計上いたしております。以上、各経費の財源として、分担金及び負担金13億9,365万9,000

円、使用料及び手数料 2 億 8,876 万 9,000 円、組合債 590 万円を計上いたしております。その他の収入として、国庫支出金、県支出金、財産収入、諸収入を計上いたしております。なお、予算執行にあたりましては、更に創意工夫と経費の節減に努め、計画的かつ効率的な執行を図る所存であります。

次に、議案第 2 号 新川広域圏事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職員勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入に関し、所要の改正を行うほか、関連する条例の規定整備を行うものであります。

次に、議案第 3 号 新川広域圏事務組合個人情報保護法施行条例の制定についてであります。個人情報の保護に関する法律の改正により、令和 5 年 4 月 1 日から、地方公共団体の機関等も個人情報保護法の適用対象となり、全国的な共通ルールで運用されることになったため、個人情報保護法の施行条例を制定するものであります。

次に、議案第 4 号 新川広域圏事務組合と富山地区広域圏事務組合との間における一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関することについてであります。エコぼ～との基幹改良工事は令和 6 年度から令和 9 年度までの期間で予定しております。工事の関係上、ごみ処理ができない期間が生じますので、その間のごみ処理は富山地区広域圏事務組合へ委託する方向で調整を進めております。このごみ処理委託に必要な規約を定めるため、組合議会の議決を求めるものであります。

以上、本日提出しました案件の説明といたします。

何とぞ慎重にご審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げます。

「組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑」

○議長（中村裕一君） 日程第 4 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を行います。

発言の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

3 番 浜田泰友君。

○議員（浜田泰友君） おはようございます。

新川広域圏事務組合議会 2 月定例会にあたり、通告に従いまして、2 点の質問をいたします。

質問の1点目は、環境対策費についてです。新年度予算におきまして、これまでごみ袋交付手数料で賄っていた環境対策費について、物価高騰によりごみ袋購入費が高騰しており、分担金が設定されることになりました。環境対策事業としては、資源回収を行っています。市町でも常設資源物ステーションを設置するなど、資源物を回収する取り組みが整ってきております。令和3年7月定例会で質問をさせていただいた答弁によりますと、空きビン、スチール缶とも回収量が減少しており、市町のステーション回収の比率は2～3割程度となっております。一方、資源回収に係る経費は、例年、税抜き5,500万円程度で推移しており、回収量が減っているからといってコストが下がるわけではないことをお示しいただいております。リサイクルの推進は大切なことではありますが、税金を原資として事業を行う以上、効率を高めていく努力が必要と考えます。そこでこの際、資源回収については、事業を見直していく考えはあるのでしょうかお答えください。

質問の2点目は、エコぼ〜と基幹的設備改良工事について、資材、電気代の高騰の影響をお伺いいたします。エコぼ〜と基幹的設備改良工事に向けた計画策定を現在行っておられますが、昨年あたりから、資材の高騰、そして電気代をはじめとするエネルギー価格の高騰が起きています。新年度予算でのエコぼ〜との電気料金9,000千万円が値上がりするといったことについては、非常に衝撃的でありました。これまでエコぼ〜と改修に向けて、様々な試算をされていることと思いますが、そういった過去の試算が、現在どのようになっていくものか大変心配しております。そこで、当局に置かれましては、昨今の資材、電気代の高騰による影響をどのように見ておられるのでしょうか。概算の整備費やランニングコストの試算はどのようになっておりますかお答えください。

以上2点について答弁願います。よろしく申し上げます。

○議長（中村裕一君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 浜田議員からのご質問にお答えいたします。

まず初めに、資源回収について、事業を見直す考えはあるかというご質問であります。この資源回収事業でございますけれども、議員からお話もありましたが、平成7年度にごみ指定袋制を新川広域圏事務組合の方で導入をした際に、その手数料を財源として構成市町の方に何かメリットを返していくという考え方を基にスタートをした事業であります。

令和5年の当初予算で想定している回収ステーション数ですけれど、2市2町全体で466か所を予定しております。各市町によって曜日を決めて月に1回程度スチール缶、ガラスのカレット、あるいはビールビンや一升ビンのようなリターナブルビンと言いますが、この3種類について、回収をしているという状況になります。事業をスタートしてからのピーク時には、ガラスのカレットの方は約700トン、スチール缶は約200トン、リターナブルビンについては約30トン回収しておいたのですが、現在、直近の実績として令和3年度の数字を申し上げますが、カレットの方が約500トン、スチール缶の方は、ピーク時は約200トンだったのですが、その2割ほどの40トン、そしてリターナブルビンにいたっては1割ほどの約3トンになっています。飲料品とか容器がペットボトルですとか、紙パック、アルミ缶に置き換わっていったものですから、最初に申し上げたような材質のものが、どんどん減っていったということになります。

それで、事業の見直しはどうかというご質問なのですが、市とか町では、地区の回収ステーションのほかに常設ステーションも設置をされているわけでありまして。常設ですので、曜日や時間を問わずに持ち込めるということで、住民の皆さんも非常に使いやすいということで、利便性の向上が図られているわけでございます。

現在、広域圏の事業、先ほど言ったスチール缶、カレット、リターナブルビン。この広域圏事業と各市町の実施されている事業との回収割合なのですが、広域圏分が全体の2〜3割という状況になっていて、市町のやっている分が非常に大きくなっているということになります。そういった現状を鑑みて、広域圏事業よりも市町の方にシフトするというのも、もちろん考えられるのですが、やはり課題があります。先ほど言ったように466か所ありますが、それだけある理由は何かということになりますと、要は高齢者の方々がそもそも自宅から、ステーションまで持っていけない。持っていきにくいという状況があります。もう車も運転できない。こういった台車に載せてというのなかなか厳しいということで、全体の数字とすると広域圏事業のウェイトが下がり、市町が上がっており、移行を考えていかなければなりませんけれども、一方で、利用している高齢者の方々一人一人の生活実態を考えると直ちにそれを切り替えるというのはなかなか、難しいというのが現状であろうと思っています。

従いまして、この問題はよく市町の環境行政の部局との話をしながら、ますます高齢化が進んでいきますので、どのようにしていくべきなのかということも併せて、しっかり考えていきたいと思っています。

それから2点目ですが、エコぼ～との基幹的設備改良工事に関する資材、電気代などの高騰の影響はどうかというご質問にお答えをいたします。

我々の組合以外にも、全国で焼却施設などの延命化を計画しているところが多くあります。様々な状況から物価高騰に伴う影響が出ているというように聞いておりました、全部聞いたわけではありませんが、当初の計画に比べると整備費が2～3割ほど高くなっているという状況が聞こえてきております。エコぼ～と基幹的設備改良工事に係る整備費につきましても、このような状況から費用が増嵩してくるのではなかろうかと予想をしております。そこで、現在整備項目なども含めまして検討をしながら、少しでも費用を押さえながらも、良い整備内容になるように努力をしていこうということで、今事務局も一生懸命努力しています。整備費はそのような状況です。

ランニングコストについてもお答えいたします。現在すでに新川広域圏が管理をしております、施設の電気代の高騰によりまして、大変な影響を受けているところであります。住民の皆さんの生活に欠かせない施設ということでもありますので、内容的にはどうしても削減できない部分もあるわけなのですが、できるだけ費用を抑えるべく努力を積み重ねているところであります。エコぼ～との基幹的設備改良工事後のランニングコストに関しましては、運転時間が今の計画では16時間から24時間に切り替わっていく予定であります。そういたしますと、毎日の焼却炉の立ち上げに使用しておりました灯油などの使用量が削減されますし、そもそも3炉から2炉に減炉することですので、そういった面での縮減も見られるわけであります。ランニングコストのうちの人件費につきましては、24時間運転になりますと、現在の3班体制から4班体制に組み替えなくてはならないのではないのかということで、運転体制の検討も進めております。今まで、毎日起動、停止を繰り返し、運転をしておりましたので、設備的にはいろいろ負荷が掛かってきていたこともあるのですが、そういった意味では施設設備の効率的、安定的な運転に伴う経費の効率化というものを含めてしっかりと検討をしていきたいという状況です。現在のところ、具体的な数字はまだ把握できていないので、今後そういった状況が分かり次第、お伝えをし、ご議論いただくように努めて参りたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（中村裕一君） 3番 浜田泰友君。

○議員（浜田泰友君） まずは、ご答弁いただきましてありがとうございました。

再質問というか、一つ目の資源回収に関してなのですが、以前質問をしていたとおり、

回収量が少なくなっているという点があるにも関わらず、経費があまり変わらないという課題がある。ただ課題は福祉の観点ということもあるのですが、私の地元の話をさせていただきたい。今も公民館で拠点回収をしているのですが、できないおばあちゃんとか、そういう人たちを近所の人達が運んでくれているのです。ただ、車で運ぶものから、それだったら常設ステーションに持っていくということで、もう資源回収を止めないかという話も出たのですが、区長さんも自分たちの代で止められるのかということで、なかなかそのような話が挙がったとしても上手くいかないというところが有ったりするわけです。ただ、この後の2つ目のところにもあるのですが、結局コストが非常に高くなっている上で、総額としてなんとかコストを押さえなければならなかった時に、どこかを見直していかなければならないというのはあると思うのです。今、理事長を始め、副理事長の皆様は、それぞれの市町の首長さんですので、そういったところの部分由市町の体制も含めて是非ともこういったところの見直し、これは福祉を切り捨てると言うのではなく、どうやったら良い形にできるのかということと一緒に考えていただければと思います。今すぐというわけではありませんが、前に進む考えはあるのかどうか、そこだけお願いします。

○議長（中村裕一君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） もちろん、前に進む気持ちはあります。その際にもしっかりと便益と費用といいますか、それをしっかりと皆さんに示しながら、そこまでかけて、本当に少なくなったステーションを回るための費用を維持するのか、それとも他のやり方に回すのかということのコンセンサスを得ていく必要があると思っています。それは全部のコンセンサスを得るといえるのはなかなか難しいので、ある程度そういったことを説明しながら、我々の方で方針を決めていかなければならないということなので、是非また検討を進めて行きたいと思います。

○議長（中村裕一君） 3番 浜田泰友君。

○議員（浜田泰友君） 2つ目の、資材の高騰、電気代の高騰ということに関しましては、一番ご苦労されているのは理事の皆様であつたり、事務局のみなさんであつたりしますので、是非ともこの1年そういった議論をしながら、こういった形でこのコスト増を飲み込んでいけるのか、頑張っていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（中村裕一君） 以上で、通告を受けておりました質問、質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を終了いたします。

「議案の常任委員会付託」

○議長（中村裕一君） ただいま議題となっています議案第1号から議案第4号について、総務広域常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時50分 再開

「各常任委員会委員長報告」

○議長（中村裕一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第1号から議案第4号を議題とし、総務広域常任委員会委員長からの報告を求めます。

総務広域常任委員会委員長 松澤孝浩君。

○総務広域常任委員会委員長（松澤孝浩君） 総務広域常任委員会委員長であります松澤より、審査結果をご報告いたします。

本定例会におきまして、当委員会に審査付託された案件は、議案第1号から議案第4号であります。委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたところ、議案第1号から議案第4号について、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。決定の際に出された意見を若干申し上げたいと思います。

まず、エコぽ～とを始め各種の修繕工事があるということであります。エコぽ～とにおいては、基幹的設備改良に係る工事発注支援業務委託などについて、今後の大きな課題の検討に入るということであります。その中で、精査されながら、進めておられるということではありますが、長期展望の中に立ったような業務委託、発注を行っていただき

たいと思います。全員協議会でも出ましたが、理事長からあった言葉に衝撃を受けたという浜田議員の質問にもあったとおり、私も非常にショックを受けたところであります。それは何かと申しますと、資材、燃料費の高騰による電気料の大きな増額であります。約8,000万円近く。これは広域圏だけではなく、ここにおいででの理事長を始め、副理事長、構成市町も同様のことながら、それぞれの市町においても大きな問題になると思います。一番私が危惧するのは、これがいつまで続くのかということで、大きな問題であります。世界情勢を見ますと、未だにロシアによるウクライナへの侵攻など、化石燃料については、大変な変動を起こすような状況であります。そういう中で、将来的にどうあるべきなのかということ十分に考慮しながら、この基幹的改良工事については、検討を行っていただきたい。

また、東日本大震災の時に、新川広域圏でごみの受入をしたことを覚えておられると思います。その際に、なぜこのようなことが起きたのかということで、広域圏で視察に行ったときも言われたのが、電力やインフラ整備の破壊が起きて、処理ができないということで、全国への要請を受けて、当時は澤崎理事長だったと思うのですが、被災されたごみを受け入れるという形を広域圏でも取りました。その中で、やはり電力がなくなっただけで、焼却ができないということは、ライフラインを止めるということになります。その点を十分に含め、どのような形で維持できるのか。例えば、電力が止まった中で、自家発電というのも1つの方法であり、また、その電気を地域に供給できるというのも1つの方法ではないかと思えます。あまりにも幅広い状況の中で、検討課題は様々な点がありますが、広域圏としてどのように住民を守っていくのかということも十分に考慮されながら、今後の整備計画に織り込んでいただければ良いのではないかと思います。

次に、ごみ袋について、その破れやすい素材を改善していきたいという提案がありました。これまでも新川広域圏で、二十三種類ぐらいの事業用の袋とか多種多様なものがあったものを改善されながら、現在に至り、その間に縛りやすいように袋を改善するなど、広域圏で様々な努力をしてこられたことを大変高く評価するものであります。また今回そういった意味で、材質を変えるということを決められたことについては、今後住民の皆さんにも本当に喜ばれるようなことになったのかなと思います。また住民の期待に応えられるように進めていただきたいと思えます。

全員協議会で出たのは、リチウムイオン電池の発火による施設へ損害が出るという話

をされた際に、一生懸命に、広域圏でリチウムイオン電池の回収を進めているという話は聞きました。ここにおいでのご構成市町においても、どのようにしていけばよいのかということは、十分検討の中ではありますが、一番心配なのは、施設の破壊とか職員にケガに及ばないような形を維持し、住民の皆さんの理解の下、どのようにしていくのかということで、各市町で受け入れられるようなボックスなども整備していく必要があるというような意見もでました。そういう点も含めながら、今後の展望として考えていただきたいというように思います。

最後になりますが、浜田議員、西岡議員からあったとおり、今後のサービスの維持について、回収資源ごみについての話がでました。元島議員からもあったように経費削減は必要であります、その中で住民の負託に応えるということも、バランスが非常に大切なものというように、改めて皆さんの話を聞きながら痛感したところであります。今後どうあるべきなのか、各構成市町において、どのような対応をしていくのか。バランスは非常に難しいながらも、今後検討をしなければいけない状況ではないかと思っております。財源についても、人口減少と共に非常に構成市町では、厳しい状況が続く中、物資、資材等も高騰するなかにおいて、財源はどんどん厳しくなる状況であります。その中で、やれる努力と守る努力というのは非常に大切だというように改めて認識し、ここにおいでのご議員さん、皆様方と共に、この広域圏の負託に応えられるように当局においては、十分に検討を行っていただきたいということを申し述べまして、委員長報告とさせていただきます。

「質 疑」

○議長（中村裕一君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

「討 論」

○議長（中村裕一君） これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） 討論がないようですから、討論を終わります。

「採 決」

○議長（中村裕一君） これより採決を行います。

はじめに、議案第1号について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第1号について、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第2号について、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は 原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第3号について、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は 原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第4号について、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は 原案のとおり可決されました。

「議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（中村裕一君） 日程第6 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査について議題といたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村裕一君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

以上で日程は全て終了し、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもってご協力いただきましたことに対し、本席から厚くお礼を申し上げます。

これもちまして、令和5年新川広域圏事務組合議会2月定例会を閉会いたします。

午前11時01分 閉会

以上の会議の次第を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年2月20日

新川広域圏事務組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員